



# 法律行為



## 民法第 90 条 (公序良俗)

公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。



公の秩序とは、社会の一般的秩序・法律。善良の風俗とは、社会の一般的道徳観念などを言います。

ある法律行為の目的が公の秩序又は善良の風俗に反する事項であれば、無効となる規定です。一例をあげると強行規定又はその精神に反する行為、倫理に反する行為などは、公序良俗違反になります。

法律効果は、発生時に遡って無効となりますが、不法の原因により支払われた金銭等は、返還等が無条件になされるものではありません (民法第 708 条)。

## 民法

**民法第 708 条 (不法原因給付)** 不法な原因のために給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができない。ただし、不法な原因が受益者についてのみ存したときは、この限りでない。

違法な賭博で、賭けたお金などは返還を受けられないってことですね



法律行為…ってよくわかりません。

法律行為とは、「当事者が一定の効果の発生を求めて行う行為で、法律がその効果の発生を認めるもの」を言います。「意思表示」を必要要件とし、その方向・数により、遺言などの単独行為、双方行為 (契約)、合同行為に分類されています。



### 【単独行為】…一方向

贈与



私の財産は 妻 に譲る。

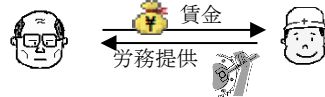
キー！ 妻 って誰！

遺言



### 【双方行為】…両方向

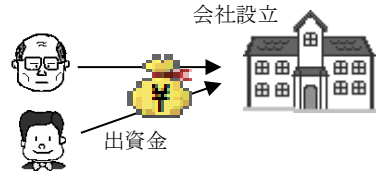
労働契約



売買契約



### 【合同行為】



**善意**：相手により結果を導こうとして行為を行なう気持ちを指し、法律用語としての善意は、ある事実について知らないという意味で用いられます。

**悪意**：相手のよくない結果を望む心を指し、法律用語としての悪意は、ある事実について知っているということを示します。



### 民法第93条（心裡留保）

意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。



### 民法第94条（虚偽表示）

- 1 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。
- 2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。



### 民法第95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。



### 民法第96条（詐欺又は強迫）

- 1 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。
- 2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
- 3 前2項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。

## 意思表示

行為者が一定の法律効果を生じさせようとする意思を表示することです。例えば人が法律上の効果のある何か（物の購入）をしたいと思い、そのとおりの意思を表示することをいいます。

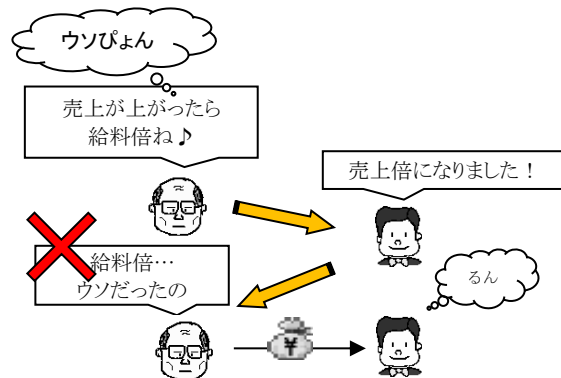
思う…効果意思

そのとおりの意思を表示する…表示行為



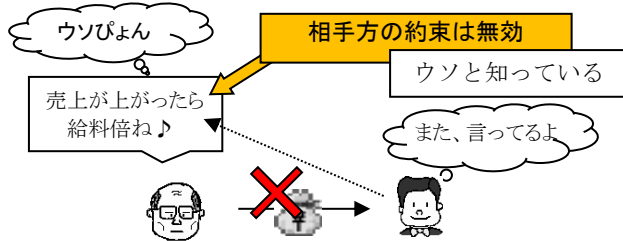
## 心裡留保（しんりりゅうほ）

単独虚偽表示ともいい、表意者自身が、自己の真意と表示の食い違いを自覚しつつもなされた意思表示のことで意思の欠缺（不<sup>けつ</sup>存在）のひとつです。民法上は「表意者がその真意でないことを知っていた」意思表示のことを言います。虚偽（ウソ）の意思表示をした人は、後から「あれはウソだった。」と主張することはできません。



第93条～第96条まとめ

心裡留保	無効
虚偽表示	無効
錯誤	無効
詐欺・強迫	取消し



これは、虚偽の意思表示を信じた相手方を保護するための規定ですから、相手方もそれを知っていた、あるいは、通常の注意で知ろうと思えば知ることができたような場合は、適用されず当該法律行為は無効とされます。

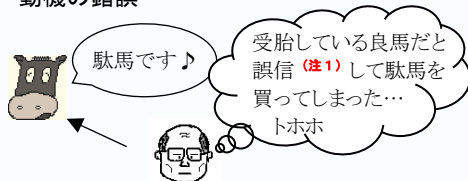
### 虚偽表示 (きよぎひょうじ)

通謀虚偽表示ともいい、相手方と通じてした虚偽の意思表示のことで、典型的な適用事例は、仮装売買 (自己所有の不動産の強制執行を逃れるために登記名義を他人へ移すような場合) をいいます。

### 錯誤 (さくご)

一般的には、人の主観的な認識と客観的な事実との間に齟齬を生じている状態のことを言います。民法においては、内心的効果意思と表示行為から推測される意思 (表示上の効果意思) との不一致のことを言います。

#### 動機の錯誤

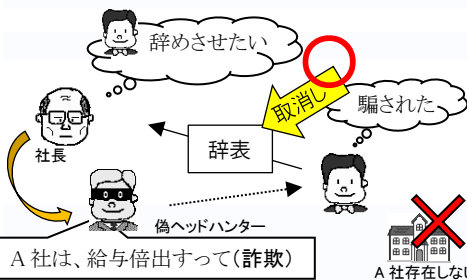
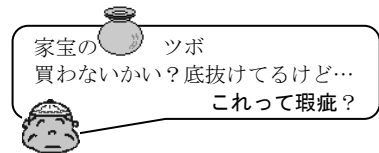


馬には、違いはないのですが…**錯誤を理由に無効を主張することができます**。しかし、この場合、馬を買った側に重大な過失があれば、無効を主張することはできません。

錯誤を簡単に言えば、「勘違い」です。  
表示上に誤りがある (言い違い、見間違い) ……表示の錯誤  
内容に誤りがある (知識不足による勘違い) ……内容の錯誤  
その意思表示をする動機に勘違いがある ……動機の錯誤

### 瑕疵 (かし)

ある物に対し一般的に備わっていて当然の機能が備わっていないこと。あるべき品質や性能が欠如していることを言います。



### 瑕疵ある意思表示 (かしあるいしひょうじ)

民法上の法律用語で、**詐欺 (注2)** や**強迫 (注3)** によってなされた**意思表示**のことを言います。民法第96条では、詐欺又は強迫により瑕疵を帯びた法律行為は、原則として取り消すことができる旨の規定です。

第96条第3項の善意の第三者に対抗できない…ってよくわかりません。

契約や取引が、途中で違法行為の下におこなわれていたとしても、最終的にその権利を取得した人が、その「違法行為」の事実を知らなかった場合は、「善意の第三者」ということになり、その権利は剥奪されないということです。

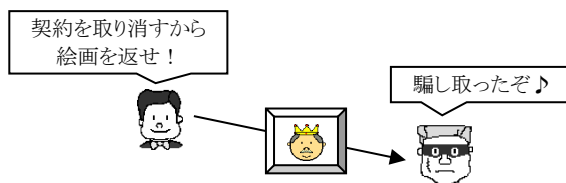
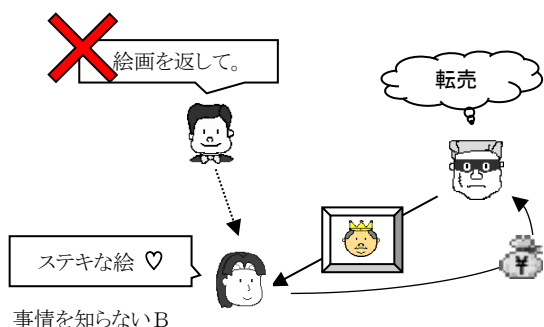


注1 誤信：誤って信じてしまうこと

注2 詐欺：他人をだまして、金品を奪ったり損害を与えたりすること

注3 強迫 (きょうはく)：暴行・監禁あるいは害を加える旨の告知、さらにこれらの行為の組合せによって人に恐怖を抱かせ、その行為を妨げること

詐欺による契約で、相手方Aに絵画を渡してしまっただけの場合、Aに対して契約を取り消すことができます。

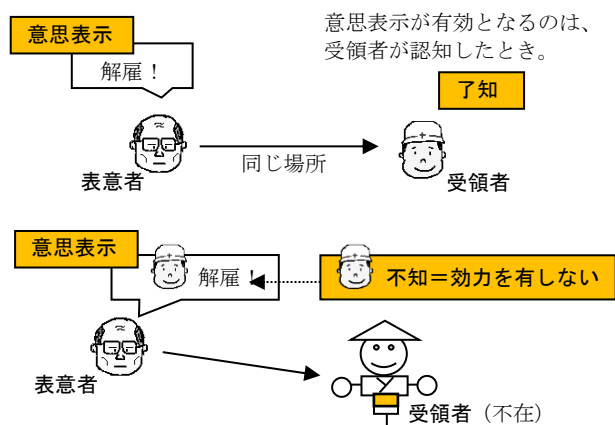


しかし、そのときには、すでにその事情を知らない第三者Bへ絵画が転売されていたら…  
Bから、この絵画を取り返すことはできないというのが、「善意の第三者に対抗できない」という意味です。

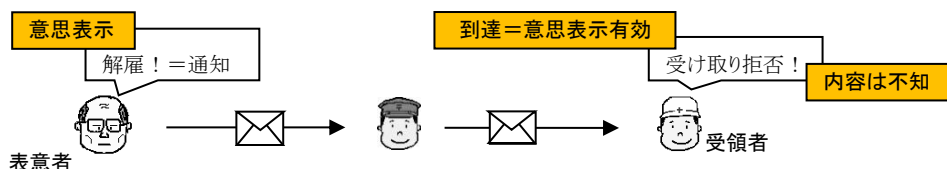
### 民法第97条（隔地者に対する意思表示）

- 1 隔地者（注1）に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。
- 2 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を發した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

第97条は、意思表示の効力発生時期を規定しています。表意者（意思表示する人）と受領者（意思表示を受ける人）が**同じ場所**にいる場合には、「意思表示の時点＝意思表示を了知（注2）した時点」となります。しかし、**受領者がその場**にいないときは、表意者がその場で、いくら言っても、相手方に到達しないので、意思表示は有効ではありません。そこで、郵便などにより意思表示をすることになります。



この時に、**意思の表白** → **発信** → **到達** → **了知** というプロセスを経ます。意思表示が成立し効力が発生するかということになると、本条で「当該通知が相手方に**到達した時**」と定められています。つまり、「到達」の事実において意思表示が成立し効力が発生するのであって、「了知」までは求められていないということです。また、到達時における受領者は、相手方本人またはその法的な代理人である必要はなく、一般に正当に受領すべき者であればこと足りるとされています。



注1 隔地者：意思伝達を行うのに時間を要する場所・状態にある相手方のこと（この場合の「隔絶の度合い」は空間的（距離的）隔絶ではなく、**時間的隔絶**をいいます）。⇔対話者  
対話者：意思表示をただちに了知できる状態にある相手方のことをいいます（電話・手旗信号の場合も含まれる）。  
注2 了知：事柄の内容・事情などを悟り知ること

主張立証については、それによって利益を得る側が立証責任を負っているので、到達の事実については、「到達した」ことについて発信者に立証責任があります(受信者に「到達していない」ことを証明させるものではありません)。



## 裁判例

**建物収去土地明渡請求事件 昭和33(才)315 催告書の到達を認めた事例。**  
最高裁判所第一小法廷(昭和36年4月20日)民集 第15巻4号774頁

会社に対する催告書が使用者によって持参された時、たまたま会社事務室に代表取締役の娘が居合せ、代表取締役の机の上の印を使用して使用者の持参した送達簿に捺印の上、右催告書を右机の抽斗に入れておいたという  
催告書が到達したと認定した  
場合には、**同人に右催告書を受領する権限がなく**、また同人が社員に右の旨を告げなかったとしても、**催告書の到達があったものと解すべきである。**  
代表取締役本人到達しなかったとしても 到達した事実をもって  
意思表示(本件では、催告の効果)は有効である

第2項では、表意者が通知を発した後に、死亡又は無能力者になった場合でも、その意思表示は有効であることを定めています。

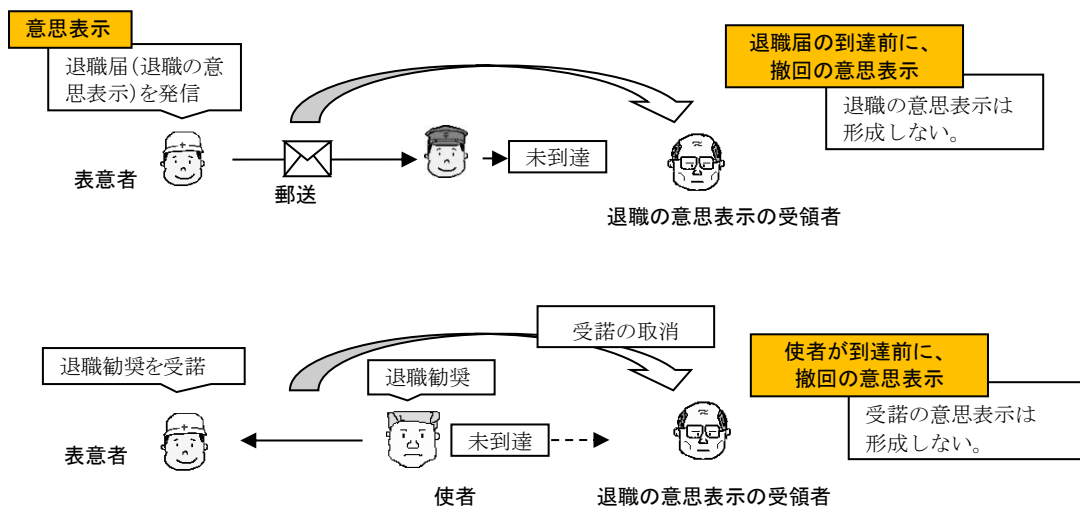


反対解釈すれば、死亡又は無能力者になった場合を除けば、意思表示が受領権者に到達する前であれば、撤回は可能であるということになります。

死人に口なし…なの？  
でも、死ぬ前の意思表示は、死亡後にも有効…?!



例えば、退職の意思表示



原則では、退職の意思表示の受領権者(人事部長等)が、退職届を受け取ると、それは退職の意思表示を撤回することができないとされていますが、受領権者に意思表示が到達する前に撤回の意思表示をすれば、当初の意思表示を形成しないこととなります。

平均賃金については、減給の制裁の**意思表示が相手方に到達した日**をもってこれを算定すべき事由の発生した日とする(昭和30年7月19日29基収5875号)

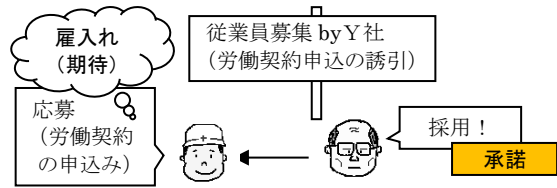


通達にも、ほらね (-)☆



こっちは、ちょっと違うよね…**民法第 526 条第 1 項**（隔地者間の契約の成立時期⇒P.64）契約の申出に対する、承諾については、その通知を発送した時に成立する。

契約の申し出の場合、申出を行なった時点で、契約の成立を期待していることから、一方が「承諾」を行なった時点で**契約を成立**させることが合理的であるという理由で、承諾を意思表示（発信）した時点で、成立します。



### 民法第 98 条（公示による意思表示）

- 1 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によってすることができる。
- 2 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（※）の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があったことを官報に少なくとも 1 回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。
- 3 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から 2 週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。ただし、**表意者が相手方を知らないこと**  
会ったこともない  
又はその**所在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じない。**  
最初から住所を知らなかったような、通常の注意を怠っていたような場合など
- 4 公示に関する手続は、相手方を知ることができない場合には表意者の住所地の、相手方の所在を知ることができない場合には相手方の最後の住所地の簡易裁判所の管轄に属する。
- 5 裁判所は、表意者に、公示に関する費用を予納させなければならない。

第 97 条では、「隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる」とされていますが、労働者が所在不明になり、解雇しようと思っても、その所在がわからないような場合は、公示送達という方法で解雇の意思表示をすることができます。

就業規則第●条（退職） 従業員が所在不明により欠勤したときは、連絡が取れなくなった日より●日経過したときに退職とする。

このような、自動退職条項を設ければ、解雇の意思表示をすることもなく、時間の経過で退職扱いにできますよね(\*'ω'\*)



### 民事訴訟法

民法第 98 条 2 項の（※）

- 第 110 条（公示送達の要件）** 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、申立てにより、公示送達をすることができる。
- 一 当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
  - 二 第 107 条第 1 項（書留郵便等に付する送達）の規定により送達をすることができない場合
  - 三 外国においてすべき送達について、第 108 条（外国における送達）の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合
  - 四 第 108 条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発送した後 6 月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

- 2 前項の場合において、裁判所は、訴訟の遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てがないときであっても、裁判所書記官に公示送達をすべきことを命ずることができる。
- 3 同一の当事者に対する2回目以降の公示送達は、職権とする。ただし、第1項第4号に掲げる場合は、この限りでない。

**第111条（公示送達の方法）** 公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

**第112条（公示送達の効力発生の時期）** 公示送達は、前条の規定による掲示を始めた日から2週間を経過することによって、その効力を生ずる。ただし、第110条第3項の公示送達は、掲示を始めた日の翌日にその効力を生ずる。

2 外国においてすべき送達についてした公示送達にあっては、前項の期間は、6週間とする。

3 前2項の期間は、短縮することができない。

**第113条（公示送達による意思表示の到達）** 訴訟の当事者が相手方の所在を知ることができない場合において、相手方に対する公示送達が行われた書類に、その相手方に対しその訴訟の目的である請求又は防御の方法に関する意思表示をする旨の記載があるときは、その意思表示は、第111条の規定による掲示を始めた日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。この場合においては、民法第98条第3項ただし書の規定を準用する。



### 民法第98条の2（意思表示の受領能力）

意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に未成年者又は成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、その法定代理人がその意思表示を知った後は、この限りでない。

意思表示の受領者が、未成年者または成年被後見人であれば、単独では法律行為ができないので、その意思表示は、法定代理に向けて行います。



**法定代理**とは、本人が未成年者や成年被後見人である場合に、親権者や後見人といった法定代理人が本人に代わって法律行為を行うという、**私的自治**（注1）の補充という機能を有するものです。

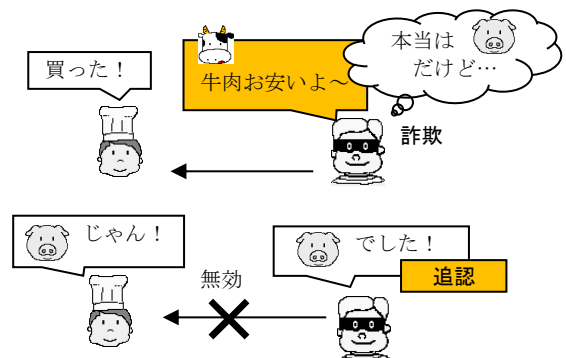


### 民法第119条（無効な行為の追認）

無効な行為は、追認（注2）によっても、その効力を生じない。ただし、当事者がその行為の無効であることを知って追認をしたときは、新たな行為をしたものとみなす。

無効な行為をした者が、追認（それを認めても）しても契約（行為）は有効になることはありません。

「虚偽表示」がわかりやすいでしょう。売買契約が成立しても虚偽表示であれば無効になります。無効になると効力を有しないので、今回の法律行為（売買契約）そのものがなかったこととなります。虚偽表示した側がそれを認め「ごめんなさい」と言ったとしても、無効のまま有効になることはありません。

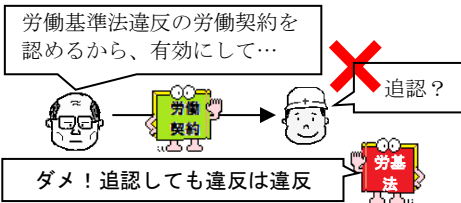
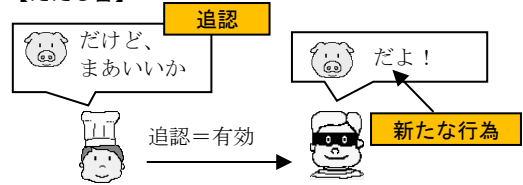


注1 私的自治：個人の私法（P.14）上の法律関係を、個人の自由な意思に基づいて律すること

注2 追認：過去にさかのぼって、その事実を認めること

これは、騙された者を保護する規定ですから、他方の当事者が、「その行為の無効であることを知って追認」すれば、本来は無効であるけれど、それでも良いと認めたこととなりますから、新たな法律行為として認められます（契約は有効になる）。

【ただし書】



労働基準法違反の労働契約の場合、その違反である部分のみが無効になりますから、たとえ労働者が労働基準法に満たない労働条件を了承しても、その効力は生じず、その部分は追認した…が！  
労働契約は有効にならない  
 労働基準法で定める基準に引き上げられます。これが無効な行為の追認であり、同時に強行法規と言われている内容です。



民法第 120 条（取消権者）

- 1 行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者（注1）又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。
- 2 詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。  
これらの者が追認してしまえば、詐欺又は強迫による行為の取消ができなくなる（第 122 条）



民法第 121 条（取消しの効果）

取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。ただし、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。



民法第 122 条（取り消すことができる行為の追認）

取り消すことができる行為は、第 120 条に規定する者が追認したときは、以後、取り消すことができない。ただし、追認によって第三者の権利を害することはできない。



民法第 123 条（取消し及び追認の方法）

取り消すことができる行為の相手方が確定している場合には、その取消し又は追認は、相手方に対する意思表示によってする。



民法第 126 条（取消権の期間の制限）

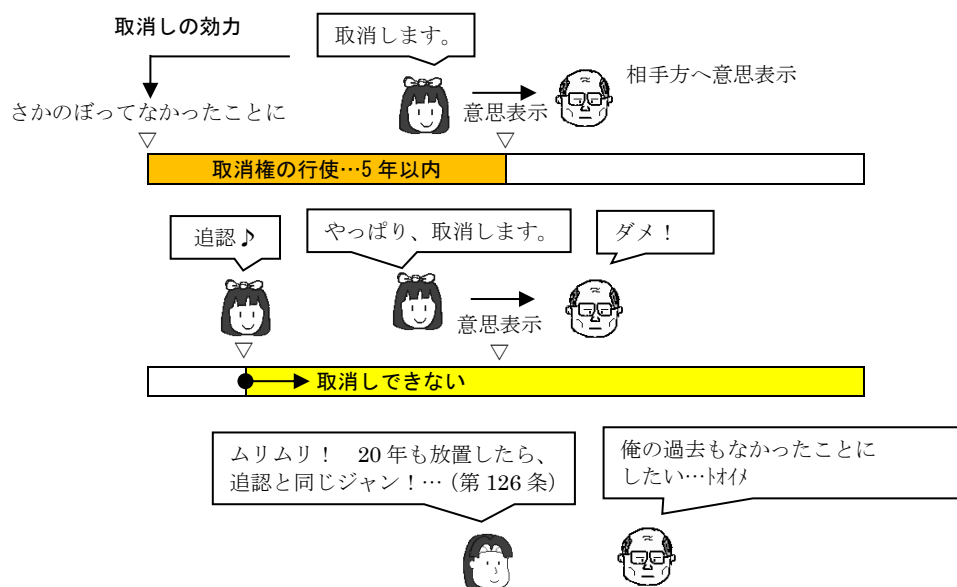
取消権は、追認をすることができる時から 5 年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から 20 年を経過したときも、同様とする。



注 1 制限行為能力者：単独では完全に有効な法律行為をすることができない者（行為能力の制限された者）のこと。具体的には、未成年者、成年被後見人、被保佐人など



詐欺や強迫によるもの、未成年者が単独で法律行為を行った場合には、取り消すことができます。取消しがあったときは、最初にさかのぼって、法律行為そのものがなかったこととなります。なお、取消権の時効は5年で消滅します。



〔無効と取消まとめ〕

	無効 (第119条)	取消し (第120条～126条)
効果の発生	最初から法律行為は効力を有しない (一定の者の主張がなくとも法律行為の効果は生じない)。	取消の意思表示があるまで一応は有効とされる (取消権を有するものの意思表示があつて初めて法律行為の効力が遡って無効となる)。
放置の効果	放置しておいても効果は生じない (有効とならない)。	一定の時間経過後、有効に確定する。
追認の効果	追認によって有効にならない。	追認により確定的に有効となる。